対 象 業 者	住 所:沖縄県沖縄市大里二丁目2番12号 商号又は名称:有限会社 永山水道工事社 代表者氏名:代表取締役 永 山 均
指名停止期間	令和7年8月28日から令和7年9月10日まで (2週間)
理由	上下水道局工務課発注の泡瀬地内配水管布設工事(その1) の工事施工中において、作業員1名の負傷者が生じたため。 (「沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に 関する要領」別表第1第2項第3号に該当。)
備考	指名停止の対象範囲は、沖縄市上下水道局の発注する工事 等のすべて(下請けを含む)

## 別表第1(第2条関係)

## 契約相手としての適格性及び事故に基づく措置基準

措置要件	指名停止期間
2 市工事の施工を原因として、施工中・施工後を問わず、死	2 当該認定をした日から
亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。	
(1) 3名以上の死亡者を生じさせたとき。	(1) 4 か月以上 6 か月以内
(2) 死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせ、又は重大な損	(2) 2か月以上3か月以内
害を与えたとき。	(3) 2週間以上1か月以内
(3) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき(軽微なもの	
を除く。)。	

対 象 業 者	住 所:沖縄県沖縄市嘉間良二丁目6番24号2階 商号又は名称:仲松建設 代表者氏名:代表者 仲 松 敏 治
指名停止期間	令和7年8月28日から令和7年9月10日まで (2週間)
理由	上下水道局工務課発注の泡瀬地内配水管布設工事(その1) の工事施工中において、作業員1名の負傷者が生じたため。 (「沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に 関する要領」別表第1第2項第3号に該当。)
備考	指名停止の対象範囲は、沖縄市上下水道局の発注する工事 等のすべて(下請けを含む)

## 別表第1(第2条関係)

## 契約相手としての適格性及び事故に基づく措置基準

措置要件	指名停止期間
2 市工事の施工を原因として、施工中・施工後を問わず、死	2 当該認定をした日から
亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。	
(1) 3名以上の死亡者を生じさせたとき。	(1) 4 か月以上 6 か月以内
(2) 死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせ、又は重大な損	(2) 2か月以上3か月以内
害を与えたとき。	(3) 2週間以上1か月以内
(3) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき(軽微なもの	
を除く。)。	